



発行 新潟県

第 59 号

平成26年8月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

14 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正（人事課）

告 示

- 1149 休猟区の指定（環境企画課）
- 1150 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1151 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1152 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1153 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1154 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1155 公共測量の実施通知（監理課）
- 1156 道路の区域変更（道路管理課）
- 1157 道路の区域変更（道路管理課）
- 1158 道路の供用開始（道路管理課）
- 1159 公有水面埋立の竣功認可（港湾整備課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 一般競争入札の実施（福祉保健課）
- 特定調達契約の落札者等（財務課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

監査委員告示

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査委員事務局）

監査委員公表

- 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表（監査委員事務局）

公安委員会告示

- 76 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 77 検定合格者審査の実施（生活安全企画課）

正 誤

- 平成26年7月25日付け県報第57号主要目次中（都市整備課）



◎新潟県訓令第14号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年 4 月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成26年 8 月20日
日から実施する。

平成26年 8 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第 5 条の 2 の規定に基づき、 次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 (略) 土木部都市局営繕課 (略) 魚沼基幹病院建設現 場事務所 <u>土木部都市局営繕課 十日町市寿町 3 丁目 3 番地</u> <u>十日町病院改築現場 14</u> <u>事務所</u> (略) (2) (略)	新潟県行政組織規則第 5 条の 2 の規定に基づき、 次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 (略) 土木部都市局営繕課 (略) 魚沼基幹病院建設現 場事務所 (略) (2) (略)

告 示

◎新潟県告示第1149号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第 1 項の規定により、休猟区を次の
とおり指定する。

平成26年 8 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 小俣休猟区

(1) 区域

村上市温出地内の主要地方道山北関川線と県道山熊田府屋停車場線との交点を起点とし、山北関川線を東
に進み、岩石、小俣の両集落を経て村上市道ガマ沢線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、県道山
熊田府屋停車場線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、中継バイパス、荒川口地内の北中府屋停車
場線との交点に至る。ここから北西に進み、神馬沢橋、小俣川橋等を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,119ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

2 大沢休猟区

(1) 区域

三条市荻堀地内の国道289号と国道290号の三条市役所下田庁舎前の交点を起点とし、ここから国道289号を
南東に進み、市道花淵畜産試験場線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、笹岡用水路との交点に至
る。ここから同用水路に沿って西に進み、市道桑切檜山線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、農
業総合研究所畜産研究センター敷地境界に至る。ここから同敷地境界に沿って東に進み、市道棚鱗大沢線と
の交点に至る。ここから同市道を南に進み、下田城カントリー倶楽部敷地境界に至る。ここから同敷地境界
を南に進み、長岡市との境界に至る。ここから三条市、長岡市との境界に沿って西に進み、国道290号の人面
峠を経て三条市、長岡市、見附市の三境界の交点に至る。ここから三条市、見附市との境界を北西に進み、

県道下田見附線を横断し、県道駒込北潟線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、県道下田見附線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、国道290号の交点に至る。ここから同国道を北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,157ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

3 八海山休猟区

(1) 区域

南魚沼市の阿寺山(1,509メートル)山頂を起点とし、北へ延びる稜線を約200メートル進んで北西の広堀川方向へ向かう登山道へ至る。ここから同登山道を北西に進み、市道広堀鉦山線に至る。ここから同市道をさらに広堀川に沿って北西に進み、広堀橋を渡って市道広堀線に至る。ここから同市道を北西に向かって進み、丸山橋北端において一般県道城内焼野線との交点に至る。ここから同一般県道を北東に向かって進み、柴倉橋においてハライ川に至る。ここから同川を上流(北東)に進み、八海山スキー場近くの堰堤付近においてツボ沢に至る。ここから同沢(八海山スキー場ゴンドラ方向へ伸びる沢)を北東へ進み、さらに谷を北東へ進んで南魚沼市旧大和町と旧六日町の境界に至る。ここから同境界を八海山登山道沿いに南東方向へ進んで五龍岳に至る。ここから南西方向に伸びる稜線(国有林中越森林管理署第166林班と第164林班の境界)を進んで起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,282ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

4 大沢休猟区

(1) 区域

南魚沼市南田中地内の国道17号線と主要地方道十日町当間塩沢線の交点を起点とし、同主要地方道を北西に進み大沢山トンネル入口手前にて市道大沢山2号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道大沢十日町線に至る。ここから同市道を北西に進み、大沢峠付近にて一般県道田沢小栗山線(魚沼スカイライン)との交点に至る。ここから同一般県道を北東に進み栃窪峠付近で主要地方道十日町塩沢線との交点に至る。ここから同主要地方道を南東に進み、南魚沼市目来田地内にて国道17号線との交点に至る。ここから同国道を南西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,300ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

5 西山・高浜休猟区

(1) 区域

柏崎市西山町浜忠地内の国道352号と県道向山西山停車場線の交点を起点とする。ここから同県道を南東に進み、西山町鎌田地内で県道椎谷礼拝停車場線との交点に至る。県道向山西山停車場線を更に南に進み、山道との交点に至る。ここから山道を南南西に進み、西山町長峰地内で市道長峰宮ノ裏線との交点に至る。ここから同市道を南南西へ進み、県道向山西山停車場線との交点に至る。ここから同県道を南西に約320メートル、南へ420メートル進み、西山町西山地内で県道黒部柏崎線との交点に至る。ここから同県道を東に約100メートル進み、市道和田西山線との交点に至る。ここから同市道を南東に約50メートル進み、国道116号との交点に至る。ここから同国道を南西に進み、刈羽村刈羽地内で県道鯨波宮川線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、県道黒部柏崎線と県道刈羽停車場線との交点に至る。ここから県道刈羽停車場線を西北西に進み、国道352号との交点に至る。ここから同国道を南西に進み、柏崎市荒浜3丁目地内で県道荒浜中田線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、市道19-23との交点に至る。同市道を西に進み、市道19-85との交点に至り、終点とする。ここから西に進み日本海に至り、海岸沿いを北東に進み、2級河川殿川河口との交点に至り、同河川を遡り、起点と結ぶ内部一円とする。(この内、刈羽新池特定猟具使用禁止区域を除く。)

(2) 面積

1,700ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

6 松代休猟区

(1) 区域

十日町市孟地地内の国道253号線と国道403号線の交点を起点として、ここから国道253号線を上越市方面に進み、松代地内で主要地方道松代高柳線との交点に至る。ここから同地方道を北西に進み、一般県道松代岡野町線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、桐山地内で市道桐山前平線との交点に至る。ここから同市道を東に進み国道403号線との交点に至る。ここから同国道を南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,437ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

7 樺尾休猟区

(1) 区域

佐渡市西三川地内の国道350号線と一般県道静平・西三川線との交点を起点とし、ここから同一般県道を東に進み、市道静平109号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、主要地方道両津・真野・赤泊線との交点に至る。ここから同主要地方道を南東に進み、主要地方道佐渡縦貫線との交点に至る。ここから主要地方道佐渡縦貫線を南西に進み、一般県道大崎・小泊線との交点に至る。ここから同一般県道を西に進み、国道350号線との交点に至る。ここから同国道を北に進み、起点と結ぶ一円とする。

(2) 面積

2,408ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

8 金泉休猟区

(1) 区域

佐渡市戸地地内の戸地川に架かる新戸地橋南詰を起点とし、ここから戸地川左岸を上り、さらに同河川の沢沿いを南に上り、一般県道白雲台・乙和池・相川線との交点に至る。ここから同一般県道を南西に進み、主要地方道相川・佐和田線との交点に至る。ここから同主要地方道を西に進み、市道相川163号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、主要地方道佐渡一周線との交点（板町橋北詰）に至る。ここから濁川右岸沿いに西に進み、同河川河口に至る。ここから日本海波打ち際を北に進み、小川、達者、姫津、北狄、戸地の各部落を経て戸地川河口に至る。ここから戸地川左岸沿いに東に進み、起点と結ぶ一円とする。

(2) 面積

3,492ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

◎新潟県告示第1150号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成26年8月25日から生ずるものとする。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 発起人の住所及び氏名

新潟県新潟市西蒲区角田浜1235

齋藤 六蔵

新潟県新潟市西蒲区間瀬4446

横山 敏彦

2 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧西蒲漁業協同組合及び旧五十嵐浜漁業協同組合の区域

3 区分

法第104条第2号に掲げる漁業

4 届出年月日

平成26年7月16日

◎新潟県告示第1151号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成26年8月25日から生ずるものとする。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 発起人の住所及び氏名

新潟県佐渡市梅津2307-3

大坂 清

新潟県佐渡市梅津2122

市橋 直記

2 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧第一羽吉浜漁業協同組合の区域

3 区分

10トン未満の漁船により営む漁業

4 届出年月日

平成26年7月16日

◎新潟県告示第1152号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上越市の旭土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年8月1日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市吉川区六万部1345番地2 五十嵐文吉
(理事長)

〃 上越市吉川区町田219番地 畠山 昇

〃 上越市吉川区梶2061番地 大滝 政一

〃 上越市吉川区山方1013番地 坂口 達夫

〃 上越市吉川区田尻801番地 上野 栄一

〃 上越市吉川区山方220番地 吉田 秋芳

〃 上越市吉川区西野島2000番地 風巻 政直

〃 上越市吉川区町田224番地 畠山 恵

〃 上越市吉川区下八幡224番地 田中 英雄

監事 上越市吉川区西野島1971番地 井部 喜和

〃 上越市吉川区田尻962番地 上野 博

〃 上越市吉川区梶2131番地 山岸 文夫

就任年月日 平成26年7月20日

2 退任

理事 上越市吉川区六万部1345番地2 五十嵐文吉
(理事長)

〃 上越市吉川区町田219番地 畠山 昇

〃 上越市吉川区梶2061番地 大滝 政一

〃 上越市吉川区山方1013番地 坂口 達夫

// 上越市吉川区田尻 801 番地 上野 栄一
 // 上越市吉川区山方 220 番地 吉田 秋芳
 // 上越市吉川区西野島 2000 番地 風巻 政直
 // 上越市吉川区西野島 1971 番地 井部 喜和
 // 上越市吉川区下八幡 224 番地 田中 英雄
 監事 上越市吉川区町田 218 番地 布施 宏
 // 上越市吉川区梶 2106 番地 田中 桂一
 // 上越市吉川区田尻 962 番地 上野 博
 退任年月日 平成 26 年 7 月 19 日

◎新潟県告示第1153号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区の定款の変更を平成26年7月22日認可した。

平成26年8月1日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1154号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区の定款の変更を平成26年7月22日認可した。

平成26年8月1日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1155号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量・GNSS水準測量)
- 2 作業期間 平成26年5月27日から平成27年1月30日まで
- 3 作業地域 十日町市重地～小出葵

◎新潟県告示第1156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市親沢町字前田 350 番 1 から 同市親沢町字前田260番 2 まで	新	10.0～17.6メートル	276.7メートル
	旧	(A) 10.2～17.6メートル	276.7メートル
		(B) 12.0～25.6メートル	285.1メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間県道柏崎高浜堀之内線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市親沢町字前田 260 番 2 から	新	10.0～17.6メートル	276.7メートル
同市親沢町字前田350番 1 まで	旧	(A) 10.2～17.6メートル	276.7メートル
		(B) 12.0～25.6メートル	285.1メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間一般国道404号と重用

◎新潟県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西枯木又堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中条字北野丁 714 番 1 から	新	10.2～37.2メートル	304.8メートル
同市中条字との畑丁1060番 1 まで	旧	3.7～33.6メートル	493.8メートル

◎新潟県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 西枯木又堀之内線
- 2 供用開始の区間
十日町市中条字北野丁714番 1 から同市中条字との畑丁1060番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年8月1日

◎新潟県告示第1159号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成26年 8 月 1 日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 竣功認可年月日

平成26年 7 月 24 日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

住所 新潟市中央区新光町 4 番地 1

名称 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県新潟市中央区万代 3 丁目 2526 番 6、2526 番 7 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成20年秋分の満潮位 (D. L. +0.42メートル) における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ昭和57年 3 月 25 日付け新潟県河第424号、新潟県港第157号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

①の地点 西防波堤燈台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒）から194度24分46秒
4,301.13メートルの地点

②の地点 ①の地点から211度06分10秒 102.17メートルの地点

③の地点 ②の地点から198度05分07秒 127.72メートルの地点

④の地点 ③の地点から128度20分02秒 0.09メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から198度05分43秒 60.34メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から281度57分26秒 0.09メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から200度17分10秒 2.33メートルの地点

⑧の地点 西防波堤燈台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒）から194度08分07秒
4,338.61メートルの地点

(3) 面積

5590.37平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成22年 1 月 13 日 新潟県河管第830号、新潟県港整第354号

平成24年 2 月 7 日 新潟県河管第917号、新潟県港整第444号

平成26年 7 月 10 日 新潟県河管第356号、新潟県港整第171号

5 法第22条第3項の市町村（閲覧場所）

新潟市役所

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年 8 月 1 日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 申請のあった年月日

平成 26 年 7 月 17 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO 法人上越メンタルネット

3 代表者の氏名

笠原 一雄

4 主たる事務所の所在地

上越市寺町2丁目20番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、上越地域における住民一人一人のクオリティオブライフの向上につながる事業を行い、たとえ障害を負ってもなお人生の主権者として生きることを支援し、「誰もが暮らしやすいまちづくり」に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業</u></p> <p>(2) <u>ピアサポート事業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>障害者の就労支援事業</u></p> <p>(5) <u>障害者への就労機会提供事業</u></p> <p>(6) <u>その他第3条の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) <u>事業報告及び活動決算</u></p> <p>(2) <u>事業計画及び活動予算並びにその変更</u></p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) <u>精神保健福祉に関する相談事業</u></p> <p>(2) <u>ピアカウンセリング事業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>生活サポート事業</u></p> <p>(5) <u>障害者の就労支援事業</u></p> <p>(6) <u>障害者への就労機会提供事業</u></p> <p>(7) <u>その他第3条の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) <u>事業報告及び収支決算</u></p> <p>(2) <u>事業計画及び収支予算並びにその変更</u></p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p>

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、トリプル四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年8月1日

新潟県保健環境科学研究所長 本山 俊介

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名及び数量

トリプル四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成26年12月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県保健環境科学研究所(新潟県新潟市西区曾和314-1)

(5) 賃貸借の契約期間

平成27年1月1日から平成32年12月31日まで

(6) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県保健環境科学研究所長から確認を受けている者であること。

3 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-2144

新潟県新潟市西区曾和314-1

新潟県保健環境科学研究所 総務課

電話番号 025-263-9411

Eメール ngt043020@pref.niigata.lg.jp

4 入札説明書の交付等

入札説明書等の交付は、本公告の日から上記3の場所で行うほか、新潟県ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/hokanken/1356789589946.html>)で公開する。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次の定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、新潟県保健環境科学研究所長の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書の提出

ア 提出期限

平成26年9月8日(月)午後5時まで

イ 提出場所

上記3の場所に提出すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、アの期限内に必着とする。持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時までとする。

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成26年9月9日(火)午後2時以降に電話で連絡する。

6 入札、開札の日時及び場所

平成26年9月12日(金)午前10時

新潟県保健環境科学研究所 1階 会議室

7 その他

(1) 入札保証金

入札金額に100分の8に相当する金額を加算した金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県財務規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

入札金額に100分の8に相当する金額を加算した金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 詳細は入札説明書による。

ウ 本入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

エ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

オ 当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the items to be purchased:

Liquid Chromatograph / Triple Quadrupole Mass Spectrometer (LC-MS/MS) [1] units
(by lease)

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. September 8, 2014

(3) Date of bid opening:

10:00 A.M. September 12, 2014

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Niigata Prefectural Institute of Public Health and Environmental Sciences
314-1, Sowa, Nishi-ku, Niigata City, Niigata prefecture

950-2144, Japan
Phone 025-263-9411 FAX 025-263-9410
E-mail : ngt043020@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
平成26年度新潟県教育情報ネットワークシステム（NEIN）用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
教育庁財務課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年7月18日（金）
- 6 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 7 落札価格
50,252,400円
- 8 入札公告日
平成26年6月6日（金）
- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規定第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年8月1日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 調達物品及び数量
CT装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年7月18日（金）
- 6 落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格

91,800,000円

- 8 入札公告日
平成26年6月6日(金)
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、CO₂レーザーについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年8月1日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
CO₂レーザー 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成26年10月31日(金)
- (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2313
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年8月11日(月)午前10時
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成26年8月1日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 小 島 隆

新潟県監査委員 梅 谷 守

新潟県監査委員 田 宮 強 志

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

大黒 英史 千葉県船橋市東船橋3丁目15番34号アスティⅡ-203号

高田 透 新潟県新潟市中央区笹口2丁目6番地19ルネスH笹口206号

小池 秀昇 新潟県長岡市大島本町4丁目甲81番地19

丸山 雅弘 新潟県新潟市中央区幸西1丁目1番53-1509号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成26年8月1日から平成27年3月31日まで

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成25年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成26年8月1日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 小 島 隆

新潟県監査委員 梅 谷 守

新潟県監査委員 田 宮 強 志

平成25年度 包括外部監査結果に基づく措置内容
テーマ「病院事業について」

平成26年 7 月 新潟県

区分	タイトル	指摘・意見の内容	措置内容
1 病院経営の目標管理について			
(1) バランス・スコアカードの効果的な運用について			
意見 1	バランス・スコアカードの効果的な運用について	バランス・スコアカードの実効性を高めるためには、病院全体の目標の実現可能性を担保する部門長シートを必ず作成し、病院局等で確認することが望ましい。さらには、職員へのバランス・スコアカードの浸透を把握するため、隔年で実施している職員アンケートの質問項目に、バランス・スコアカードの理解度等について質問を追加することにより、経営目標やバランス・スコアカードの浸透状況を継続的にモニタリングすることも必要であると考え。	院長シートを踏まえた部門長シートの作成を原則とし、部門長シートは院長が確認を行う。 また、病院局では、院長シートと合わせ部門長シートの作成状況を確認する。 職員意識調査等において、職員へのバランス・スコアカードの浸透状況を把握する。
(2) 県立病院における業績評価指標及び目標値並びにアクションプランの設定について			
意見 2	県立病院における業績評価指標及び目標値並びにアクションプランの設定について	バランス・スコアカード(BSC)の目的に即したマネジメントシートの作成を担保するしくみを検討し、精度の高い経営管理を実施することが望ましい。	BSCの目的に即したマネジメントシート作成を行うため、適切な目標設定などシート作成の留意点の周知や責任者によるシートの内容確認を行うとともに、進捗管理や検証・改善を徹底しながら、精度の高い経営管理に努めていく。
2 県立病院の看護配置基準について			
意見 3	県立病院の看護配置基準について	看護師の配置については、診療報酬制度改定の動向も踏まえた上で、急性期病棟には手厚い看護配置を、それ以外の病棟には必要な看護配置を、といった病棟機能に応じた看護体制を計画的に整備することが望ましい。	看護師確保が困難な状況ではあるが、今後の診療報酬制度改定の動向を踏まえ、病棟機能に応じた看護師配置に取り組む。
3 看護職員の二交代制の導入について			
意見 4	看護職員の二交代制の導入について	病院機能を勘案した上で、看護職員の安全と新規看護職員の確保対策のためにも、看護現場の声を吸い上げ、二交代制の導入を検討されたい。	それぞれの病院・病棟の機能や職員のライフスタイルを勘案し、二交代制の有用性を検証した上で、導入を検討する。
4 会計窓口における収納業務について			
(1) 会計窓口における現金過不足について			
指摘 1	会計窓口における現金過不足について	病院は、現金過不足が生じた場合、委託先に対してその原因を調査させ、レジ担当者、金額、過不足が発生した原因、その対策等を記載した報告書を作成させる等、その取扱・処理方法を「医事業務委託 実施要領」に定める必要がある。	現金過不足が判明した場合の取扱・処理方法を、業務委託仕様書及び実施要領に定めた。

区分	タイトル	指摘・意見の内容	措置内容
(2) 医事会計システムのデータ変更（請求額等の訂正）について			
指摘 2	医事会計システムのデータ変更について	着服等の不正を防止するために、収納業務を担当する者以外の者が、「調定明細集計基礎データ」と、領収書及び領収書の控を照合し、訂正入力等の理由を確認し、医事会計システム上のデータが不正に変更・削除されていないことを適時に確認する必要がある。	受託責任者が毎日訂正入力を行った理由を検査し、不正変更・削除の有無を確認すること、検査結果を書面で病院に報告することを業務委託実施要領に定めた。
5 個人未収金の残高管理について			
指摘 3	個人未収金の財務会計システムの残高について	個人未収金について、個人別管理をしている医事会計システムの合計残高と、個人未収金の月別合計を管理する財務会計システムの残高は整合すべきである。不整合となっている原因を引き続き調査し、財務会計システムの残高をあるべき金額に修正すべきである。	不整合の原因を調査している。調査終了後、あるべき金額に修正する。
意見 5	個人未収金の財務会計システムの残高について	病院局では、医事会計システムと財務会計システムの残高に不整合が生じないように、医事会計システムと財務会計システムのデータリンクの仕組（連携）と両者に差異が発生する原因及びその対処方法をマニュアルとして整備し、各病院に伝達し、徹底を図っているところであるが、こうした現状を踏まえて、各病院に対して両者の照合結果を提出させる等、更に徹底することが望ましい。	改めて照合確認の徹底を図るべく、各病院に照合を依頼し結果の報告を求めている。
6 診療報酬の請求業務について			
指摘 4	入金差額について	一部の基金等を除きレセプトごとの振込額明細データ（実際の入金額の内訳）が病院に提供されていないため、入金差額のすべてを分析することは実務上困難と考えられるものの、差額が多額に発生した際には、請求金額の算定が誤っている可能性が高いため、原因を調査する必要がある。	差額の発生状況調査及び原因調査を実施する。
7 薬品及び診療材料			
(1) 薬品の実地たな卸状況について			
指摘 5	薬品の実地たな卸及び貸借対照表への資産計上の対象範囲について	調剤室の開封されている薬品や外来診療室・病棟で定数保管している薬品についても重要性を検討し、資産計上の対象範囲に含めるべきかどうか検討が必要である。	資産計上されていない薬品を調査し、必要に応じて薬品管理システムへの戻し入れ処理を行う。
指摘 6	薬品の実地たな卸の実施時点から年度末までの調整について	適切な財務報告を行う観点から、実地たな卸の実施時点から年度末までの入出庫について在庫金額に反映させる必要がある。	実地たな卸の実施時点から年度末までの入出庫を在庫金額に反映させた。
意見 6	薬品管理システムへの入出庫の入力について	実地たな卸時の帳簿数と実在庫数の差異の調査を適切に効率よく行うために、可能な限り、日々の入出庫を正確に薬品管理システムに反映できる体制を目指すことが望ましい。	システムを改善した上で、日々の薬品管理システムへの払出、返品入力を徹底する。
指摘 7	網羅的な実地たな卸の実施について	網羅的な実地たな卸を実施するために、システム上薬品管理室と調剤室の在庫を区分できないのであれば、実地たな卸の実施漏れがないことを、棚卸表を照合し確認すべきである。	複数箇所の棚卸表を照合し確認する等、たな卸の実施漏れを防止する。

区分	タイトル	指摘・意見の内容	措置内容
指摘 8	薬品管理システムの年度末残高について	貸借対照表への資産計上金額につながる年度末時点での残高について、品目ごとの残高に異常がないことを確認し、異常が発見された場合はその原因を特定し適時に修正すべきである。	残高確認帳票を検査し、異常がないよう適正管理に努めるとともに、システムを改善する。
(2) 診療材料の会計処理について			
指摘 9	診療材料の会計処理について	適切な財務情報の報告のみならず、適切な在庫管理を行う観点からも、年度末に未使用で重要な診療材料については、年度末に実地たな卸を実施し、貸借対照表に資産計上する必要があることから、在庫金額を把握できる仕組みの構築や実地たな卸の実施の体制などを計画的に整備していく必要がある。	在庫金額の把握の仕組みや実地たな卸の方法について、既に実施している他病院の状況等も調査の上、必要な対応の検討をすすめる。
(3) 薬品及び診療材料の購入管理について			
意見 7	薬品の購入管理について	薬品の検収業務について、実際の検収の実施者が責任を持って業務を行うため、また職務分掌の状況を明らかにするためにも、納品書には実際の検収の実施者が誰であるかを明確にすることが望ましい。	実際の検収の実施者が押印するよう検収体制を改善する。
指摘 10	診療材料の購入管理について	納入業者の不正請求につながる恐れもあるため、経営課では納品書の受付時に、各セクションの納入の確認帳票が適切に作成されており、納入が適切に行われているかを確認する必要がある。また、請求元の担当者の不正請求につながる恐れもあるため、物品請求伝票による発注は、請求元での科(課)長の確認が適切に行われているかを確認する必要がある。	適正な事務処理の徹底を図るべく、病院に通知した。 病院の会計事務指導においても、帳票等の確認を行い、改めて指導を徹底する。
(4) 薬品及び診療材料の価格交渉について			
指摘 11	診療材料の購買での経済性の追求について	物流管理システムでの品目コードの統一などにより、各県立病院間での購入情報の共有を促進し価格交渉を適時に行う必要がある。また、スケールメリットによる価格低減を実現できる品目については、共同購入の仕組みを構築する等、経済性を追求すべきである。	共通品目コードにより情報共有を促進し、スケールメリットを生かした価格交渉を実施した。
(5) 後発医薬品の導入状況について			
意見 8	後発医薬品の使用促進について	後発医薬品の使用をより推し進めるためには、使用促進のための目標の設定とそのフォローアップといった活動が必要であり、DPCによる診療報酬請求を行っている病院を中心に、県立病院全体としてより一層の使用促進を図るための取り組みを行うことが望ましい。	県立病院薬事委員会において、後発医薬品使用促進のため目標を設定し、フォローアップを実施する。
8 固定資産管理について			
(1) 県立病院の固定資産の管理について			
指摘 12	固定資産の管理について	現物確認を実施する目的を達成するために、現物確認の実施要綱やマニュアルの作成を検討する必要がある。	効果的・効率的な現物確認方法や実施要綱等の作成を検討する。
(2) 県立病院施設の中長期的な投資計画等について			
意見 9	県立病院施設の中長期的な投資計画等について	現在使用している改修年次計画表や取得時期を明記した管理表を活用しつつ建物等については改修金額を、高額医療機器については更新時期や更新金額を考慮しながら検討することが望まれる。	改修年次計画表と管理表に、更新時期や金額を織り込むなどの改善を検討する。

区分	タイトル	指摘・意見の内容	措置内容
(3) 宿舍の有効活用について			
意見 10	宿舍の有効活用について	その他の用途への転用・売却等も視野に入れて、県有財産である宿舍の有効活用を進めていくことが必要である。	他用途への転用など有効活用を促進する。
9 委託業務の契約について			
意見 11	委託業者との随意契約について	各年度の契約金額は仕様の変更もあり必ずしも前年度と同一条件の契約とは限らないため、一概に前年度と比較して契約金額が増加、あるいは据え置かれていること自体は問題ではないが、増加や据え置きなどの随意契約が多いということも事実であることから、同一業者と前年度から継続する随意契約を締結するに当たっては、契約内容や契約金額等について引き続き見直しの検討が望まれる。	引き続き、契約内容や金額等について必要な検討を実施していく。
10 人件費について			
(1) 給与計算について			
指摘 13	給与計算について	非常勤職員の時間外勤務手当について、勤務簿上の時間外勤務時間と異なる時間により計算された時間外勤務手当が支給されていたケースがあったが、入力者と別の担当者による読み合わせが適切に実施されていれば防止することができたミスであり、読み合わせの実施を徹底する必要がある。	読み合わせの実施を徹底した。
(2) 医師・歯科医師の時間外勤務手当について			
指摘 14	医師・歯科医師の時間外勤務手当の承認について	時間外勤務について適時に適切な承認者による確認を徹底して行うことが必要である。なお、監査の結果を受けて、監査時点以降、適切な承認者による確認を月次で行うこととしている。	適切な承認者による確認の徹底を図った。
指摘 15	医師・歯科医師の時間外勤務手当の支給時期について	医師等の時間外勤務手当が適時に支給されていなく、1～2ヶ月の遅れで支給されるケースが散見される。医師等の時間外勤務手当についても、他の職員と同様に規則に基づき適時に支給することが必要である。	医師等及び承認者に対し、時間外勤務命令簿の適時の事務処理を徹底することにより、支給時期の適正化を図った。
指摘 16	医師・歯科医師の時間外勤務実績について	実働時間の把握は、医師等の過不足状況や健康管理において必要な情報であり、実働時間の把握と管理を実施することが必要である。	実働時間の把握と管理を実施するため、要領を改正した。
意見 12	医師・歯科医師の時間外勤務手当について	医師等の時間外勤務手当は医師等以外の職員同様に、時間外勤務命令に基づく実働時間により算定した時間外勤務手当を支給し、手術を行ったことに対する手当とは区別して支給することが望まれる。	実働時間により算定した時間外勤務手当と、手術を行ったことに対する手当とを区別して支給するため、要領を改正した。
(3) 特殊診療手当について			
意見 13	特殊診療手当について	特殊診療手当の稼働額区分において使用する係数が適正な水準であり、合理的であることを県民に説明するためにも定期的に見直しの検討を行うことが望ましい。	定期的に検証を行い、必要があれば見直しを検討する。
意見 14	特殊診療手当について	手当の計算の基となる当月技術料収入は返戻・査定分も考慮した技術料収入により計算することが望ましい。	返戻・査定状況の調査を行い、必要があれば対応を検討する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第76号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成26年8月1日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成26年9月2日（火）から平成26年9月11日（木）までの8日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成26年8月12日（火）から平成26年8月13日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成26年8月26日（火）から平成26年8月27日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110（代表）

◎新潟県公安委員会告示第77号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成26年8月1日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 区分、実施日時及び定員

区 分	実 施 期 日	実 施 時 間	定 員
交通誘導警備業務2級	平成26年9月19日（金）	午前10時から 午後5時まで	各30人
施設警備業務2級			
貴重品運搬警備業務2級			
空港保安警備業務2級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I 8階会議室

3 対象者

(1) 交通誘導警備業務2級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の交通誘導警備1級又は2級に合格した者

(2) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

(3) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬業務1級又は2級に合格した者

(4) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格した者

4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

平成26年8月28日（木）から平成26年8月29日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 審査申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成26年9月9日（火）から平成26年9月10日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

ウ 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(ア) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(イ) 旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(ウ) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、新潟県内に住所地を有することを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）又は新潟県内の営業所に所属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

(1) 金額

4,700円

(2) 納付方法

新潟県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、納付した審査手数料は、還付しない。

7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

8 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110 (代表)

正 誤

平成26年7月25日付け県報第57号主要目次中

ページ	行	誤	正
1	8	土地区画整理組合	市街地再開発組合